

女性に優しくない

Trouble that doesn't gallant to ladies

弁護士・山田森一

トラブル

Profile: 山田森一(やまだもりかず)。第一東京弁護士会に所属する現役の弁護士。法律に関する書籍や、政治、経済、人生読本など著書多数。現在は、北の丸総合法律事務所に着き民事を中心に活躍する。

第42回：宝くじ当選金

山田先生、こんにちは。いつも母が買っている「ジュール」を楽しんで読んでいます。先生のコラム、本音におもしろいです。実は、わたしが買った宝くじが当たったんです。ビックリ！1等の一千万円です。とっても嬉しかったのですが、問題が起きました。

わたしのお金で買ったのに、母が、未成年だから受け取れない、わたしが交換して来ると言い、もらってきたんです。でお金をくれるのかなあって思ってたから、母が一あなたにはまだ早いから預かる」と言っていて取ってしまったんです。

こんなので、アリですか？お金、取り返せますか？(超ムカついている18歳短大生)



未成年者に当たった宝くじの当選金は、親に管理する権利がある。

まずは、宝くじの高額当選、おめでとございませう。法的には、その当選金、間違いなく貴女のものです。

宝くじの売買や換金に関しては、当せん金付証券法(宝くじ法とも呼ばれる)という法律で定められています。この中に、未成年の購入、換金を制限する条文はありません。但し民法は、未成年者の法

律行為には、親権者の同意が必要で、同意のない法律行為は取り消すことができます、規定されています。

宝くじの購入は、売買行為という法律行為なので、親が反対すれば、取り消すことができることとなります。その意味から、未成年者への販売を行わないと、決められている宝くじ売り場もあります。

高額当選の場合の換金は、みずほ銀行本支店の窓口で行われますが、前述のとおり未成年者の換金を禁じる条文はありません。しかし、親の同意書を求められるようです。

いすれにしても、当選金が貴女のものであることには変わりはありません。

さて、貴女の母親が換金の

際、当選したのは貴女で、母親を代理受領者として受領したのか？ それとも、母親自身が当選したとして受領したのかです。

万一、母親が自分のものだと言い張れば、貴女のものだと証明し、取り戻さなくてはなりません。

その問題をクリアできたと

して、その当選金ですが、親権者である母親は、貴女の当選金に対して「財産管理権」を有しています。拒否しても強制的に管理できるのです。

この財産管理権により、貴女に当選金を渡さず、手元に置いておくことができます。ただしこれは、母親が好きに使っていいということではありません。貴女の為に使用するか、貴女の為に保管することになります。

貴女が使いたい場合、母親がその使い道を受当だと考えれば、渡してもらいうこともできます。

貴女は、まるで横取りされてしまったように感じ、怒っているようですが、母親の言う通り、法律上は一預かっておく」ということで、貴女が20歳になったら、返してもらえることとなります。

實際上、大人でも一千万円という大金を持てば、無駄使

いしてしまいがちですから、18歳の若さでは、なかなか無駄使いせずいられるとは思えません。

ただし、貴女の母親がその親でも、勝手に使えば業務上横領です。

したがって、貴女のため以外に使えば、母親でも業務上横領になります。もしも、母

お金を自分で使ったために貴女から取ってしまったとなると、これは大変です。少なくとも、母親には、貴女の財産を管理する権利と義務があります。

親がそうしていると考えられる場合には、家庭裁判所に母親の親権喪失や停止をしても



イラスト/ふじや奈央



らつたり、特別代理人を選任してもらい、他の人に財産管理をしてもらえるよう、申し立てることになります。

こういった手続きをするには、それなりの証拠も必要になってきますし、労力も必要です。母親が勝手に使っているという確証がない限り、母親を信じ、その時が来るまで待ちましょ。

山田先生に聞いてみたい!!

法律に関する質問や疑問を受けつけます。編集部「山田森一先生の女性に優しくないトラブル」係までお送りください。